

審 査 基 準

平成26年10月29日作成

法 令 名：佐賀県道路交通法施行細則
根 拠 条 項：第4条の2
処 分 の 概 要：通行禁止・駐車禁止規制除外指定車標章の交付
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 佐賀県道路交通法施行細則第4条の3（車両の通行禁止の規制及び歩行者用道路の規制の対象除く車両）、第4条の6（駐車禁止の規制の対象から除く車両）
審 査 基 準：別紙参照
標 準 処 理 期 間：5日間（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：申請に係る道路又は申請者の住所地を管轄する警察署の交通課
問 い 合 わ せ 先：申請に係る道路又は申請者の住所地管轄する警察署の交通課 警察本部交通部交通規制課企画係（電話0952-24-1111 内線5184）
備 考：令和元年10月3日改訂